

本件事故による風評被害を受けた農業関係事業者から委託を受けて、農産物の運送業を営んでいた申立人が、輸送量の減少による間接被害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間ないし対象における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

1	営業損害 （取引先が本件事故の被害を受けたことによる受注減少を原因とする逸失利益）	自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日	1492万5754円
2	弁護士費用	上記1の損害費目につき掲記金額の範囲の賠償請求に関するもの	44万7773円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の各損害項目に掲げる損害の賠償に係る和解金として、1537万3527円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項の記載の損害項目（同項に明記する期間ないし対象に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月28日

（仲介委員 田中昭人）